

兵庫県公報

令和6年1月12日 金曜日 第480号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	1
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	2
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（丹波県民局）	2

告 示

兵庫県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和5年12月18日県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））岩見構下地区の換地処分をした。

令和6年1月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和6年1月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区福岡字川向216の1・1041の1・1041の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1026、1027

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川向216の1、1026、1027、1041の1、1041の2

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第15号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
株式会社ALC	加古川市加古川町大野504番地の3	加古川市野口町北野1289-2	令和6年1月1日
株式会社護神會	神戸市灘区城内通4丁目4番2-407号	神戸市灘区城内通4丁目4番2-407号	令和6年1月1日



兵庫県告示第16号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和6年1月15日から適用する。

令和6年1月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

表株式会社みなと銀行の項中

「

	同 津名支店	淡路市志筑
	同 岩屋支店	淡路市岩屋
	同 南あわじ支店	南あわじ市市円行寺

」

を

「

	同 津名支店	淡路市志筑
	同 南あわじ支店	南あわじ市市円行寺

」

に改める。



兵庫県告示第17号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第3項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和6年1月12日

兵庫県丹波県民局長 上田浩嗣

- 指定する貯水施設の所在地
丹波篠山市不来坂字倉谷2
- 指定する雨水貯留浸透施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
倉谷池水利組合	丹波篠山市不来坂205-1	森本恵一郎

- 指定する理由
丹波篠山市不来坂地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。